

第
4416
号

(2-2)

READAS
リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2012年)平成24年 2月 6日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

消費税の不正受還付罪の未遂罪の創設

Q：消費税を不正に還付を受けようとした場合の罰則規定が設けられたとか。どのような規定なのですか？

A：未遂を処罰する規定が設けられました。

【解説】

消費税は、売上に係る消費税額から仕入れに係る消費税額を差し引いて税額を計算しますことから、架空の仕入等を偽装するなどして虚偽の還付申告をするという事例が発生していました。

また、消費税の不正還付を受ける行為については、他人名義とする不正還付申告は、刑法の詐欺罪が適用されることから、未遂罪についても還付申告書を提出した時点で成立するのですが、実名による不正還付申告については、消費税の不正還付罪の対象にはなるのですが、未遂罪についての罰則規定がなかったことから、還付金を受領しない限り処罰されないこととなっていました。

そこで、こうした不均衡をなくすため、未遂罪についても処罰できる規定が創設されることとなったのです。

これにより、消費税の不正受還付犯の法定刑は10年以下の懲役もしくは1,000万円（情状により脱税額）以下の罰金又はこれらの併科となり、未遂罪はその刑を軽減される場合があるということとなりました。

